

産業廃棄物処分業許可証

住 所 名古屋市名東区社台三丁目125番地

氏 名 中部舗材 株式会社
代表取締役 難波 陽一 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 4 (2022) 年 8 月 10 日
許可の有効年月日 令和 9 (2027) 年 6 月 23 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 2 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

ア 設置場所

豊明市栄町神田177番

イ 設置年月日

平成28年10月17日

ウ 処理能力

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

880t/日 (110t/時間)



許可番号第 02320026490 号

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成28年7月25日

27尾廃第232-2号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成14年 6月24日 新規許可

平成19年 7月13日 更新許可

平成24年 7月 1日 更新許可

平成29年 8月 3日 更新許可

令和 4年 8月10日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

